

福井大学教育学部附属義務教育学校 いじめ防止基本方針

平成29年	4月1日	策定
平成31年	4月1日	改訂
令和5年	4月1日	改訂
令和6年	4月1日	改訂
令和6年12月1日		改訂
令和7年	4月1日	改訂

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童・生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童・生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童・生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童・生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、大学、地域、家庭と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童・生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童・生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童・生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊学習や校外研修等を通して児童・生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童・生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童・生徒が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起さない学校・学級づくり

児童・生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、児童・生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進める。

○児童・生徒の主体的活動の充実

学級活動や児童会・生徒会活動等を活用して、児童・生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。(スマートルールの作成・見直し)

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童・生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○自己チェックの活用(5～9年生)

児童・生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを生活の記録で行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○心理的安定性の測定アンケートの実施

(ア) 心の健康観察「NiCoLi」

福井大学子どもの心の発達研究センターの指導のもと、「NiCoLi」を4年生以上全ての学年で、令和6年度より年間2回実施する。年度始めと夏季休業明けに実施し、教育相談担当等と情報を共有し、休み明けに起こりがちな心の不調等に即時対応する。

(イ) 教育相談アンケート

後期課程は教育相談前に年3回、タブレット端末を用いたフォームによるアンケートを実施する。その結果をもとに、学級担任による個別面談(教育相談)を行い、更に詳しく調査し早期発見につなげる。

(ウ) いじめアンケート

前期課程では毎月末に、アンケート用紙でいじめチェックを実施する。後期課程は年6回、タブレットを使いチェック項目を詳細にし実施する。

※(イ)・(ウ)は、指導部長の責任のもと、卒業後1年間保管する。保管場所を校内で周知し、いつでも閲覧可能な状態にする。

○教育相談体制の充実

(ア) 個別面談の充実

学級担任による個別面談(前期課程:5月・12月、後期課程:6月・10月・2月)と、スクールカウンセラーによる全員面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。また、希望した子どもや親に対しての個別面談(1人30分～50分程度)を、SCが対応し、必要に応じて学校医や医療相談担当に迅速につなぐ。

※教育相談の面談記録は、学年主任、主幹教諭、管理職の回覧後、教育相談担当の責任のもと、卒業後5年間保存する。

(イ) 相談窓口の設置

気軽に相談できるように、相談窓口となる二次元コードやURLを掲示し、タブレット端末を使って、悩みや相談を打ち込めるようにする。いつでも相談することができるため、アンケート調査を待たずに、不安や悩みの解消や問題早期発見・解決につなげる。

(ウ) 相談環境の整備

各階(フロア)に相談できるスペースを設置する。生徒が相談したいと感じたときにすぐに使用できるスペース(部屋)を整える。

※前期課程＝各階:研究室 後期課程＝1階:相談室、2階:美術準備室、3階:多目的室

(エ) 外部の相談窓口の周知

学校で相談することに抵抗のある生徒・保護者に対して、外部の相談窓口を案内リーフレットの配付や、斉メールの配信などで確実に周知する。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童・生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。前期課程では、保護者アンケートを年3回実施することで、いじめの認知を広げる。

○現職教育、講習会の実施

いじめに関する問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。また、学校保健委員会の機会に、保護者対象に、「気がかりに感じる子供への接し方(仮)」等の学習会を実施(前期課程12月、後期課程10月)し、子どもの接し方について、

教員も保護者も学ぶ機会とする。

○インクルーシブ教育支援の充実

大学教員、特別支援学校教員、SC、教育相談コーディネーター、養護教諭からなる相談室「こもれび」と情報共有を綿密にする。特に、専門的知識を有する教員等が授業観察を実施した際には、困り感を持つ子供の状況を細かく聞き取り共有する。

(4) いじめの早期対応

○調査結果のフィードバック体勢の充実

(ア) 調査結果の活用

「NiCoLi」の調査結果は、子どもや保護者に開示し、心の健康状態について共有する。調査結果は、担任、学年、教育相談担当、SCと即時に共有し、個別の教育相談に活用する。

(イ) 調査結果の報告

職員会議で共有した事柄は、場合によっては内容を精査した上で、学校評議員会で報告し、意見交換を行う。また、大学関係者に対して、「学園室会議（学部長、学園長、担当課長、担当事務職、学校管理職が参加）」において、年間2回報告する。

○「校内支援会議」による対応

調査結果、問題の発見あるいは、生徒、保護者の訴えを受けた場合、即、生徒指導部中心に調査対策チームを立ち上げ、「校内支援会議」による立案、対応により被害児童・生徒を守る。どのような状況であれ、訴えを最優先し、スピーディな調査を実現する。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童・生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。被害者に寄り添い、調査結果を被害者側に示す。

○SNS上のトラブル対応

未然防止するための学習を定期的実施する。もし、トラブルが起きた場合は、情報の信憑性の判断およびデータの消去等を速やかに行う。

○保護者との相談・情報共有

相談のやり取りの方法に関して、生徒や保護者の思いを尊重し、現状を伝えることを最優先に考えて手段を選ぶ。更に、メール本文には、生徒個人が特定されるような文言は入れないことし、より詳細な情報を伝える必要がある場合は、情報漏洩がないようパスワードを設定し、別途資料を添付するなど、プライバシーに配慮した上で、メールで情報共有・情報提供を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○情報共有の徹底

教育的支援が必要な生徒に関しては、個別支援シートを作成する。また、次年度への引継ぎ（前期から入学する児童、外部からの入学生、高等学校への引継ぎ）を徹底する。その際、異動等も考慮し、引継ぎの責任者を明確にしておく。

○調査資料の管理

教育相談関係のケース会議は、必ず議事録を作成し、教育相談担当が責任を持って記録、保管を行う。議事録には、日時、場所、参加者、内容、対応の方法などの決定事項を明記し、紙媒体で、教育相談担当責任のもと、卒業後5年間保存する。

(5) いじめによる重大事態 への対処

○「重大事態」とは以下のように定義されている（いじめ防止対策推進法 第5章）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

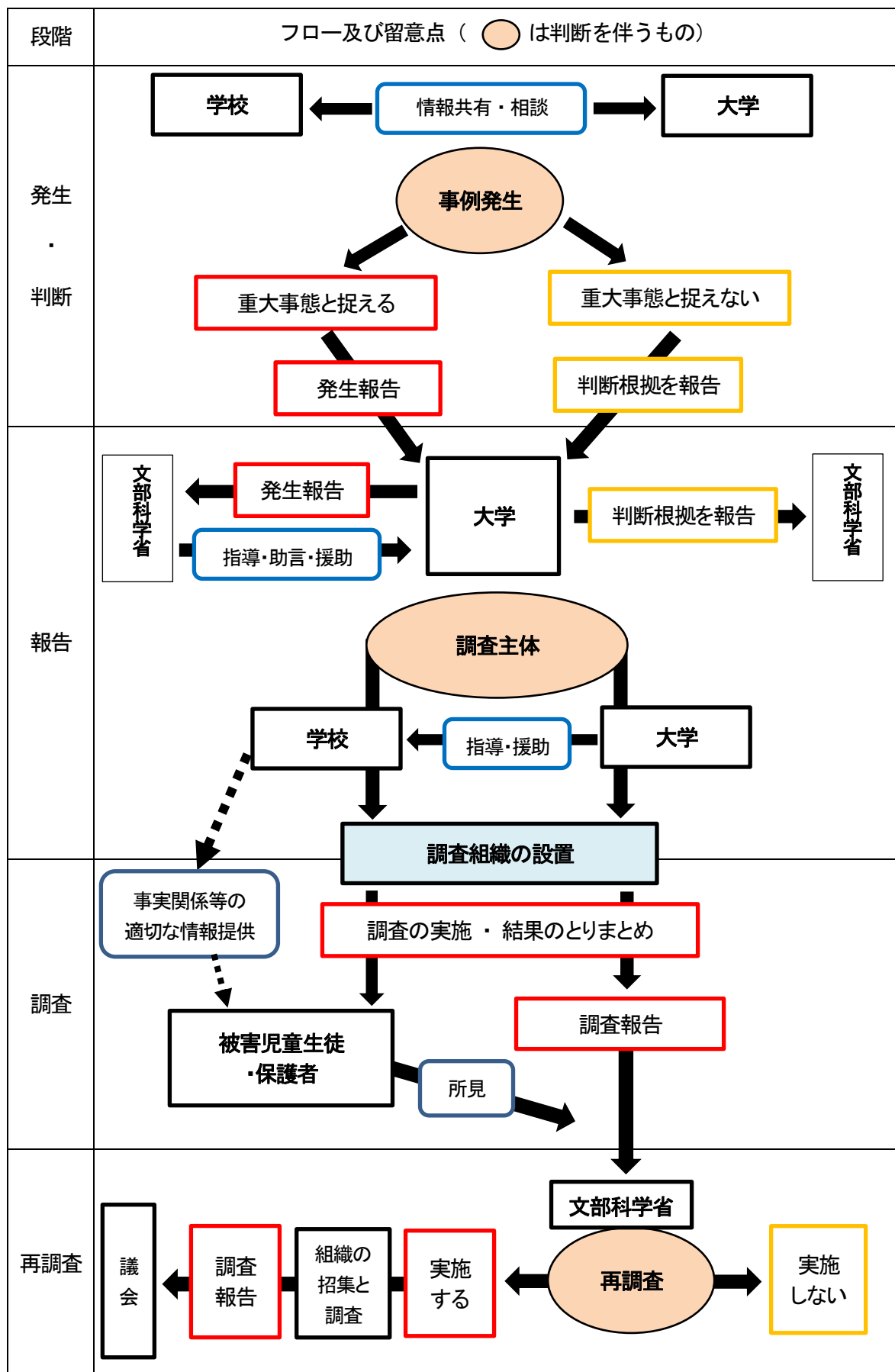
※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

○疑いが生じた際の対処

- ・重大事態が発生した旨を大学に速やかに報告する。
- ・調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、大学への調査結果の報告を速やかに行う。

※「重大事態対応フロー図」参照

重大事態対応フロー図



(6) いじめ解消の確認

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか本人及び保護者への面談等で認められること。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当等。

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) 校内支援会議

いじめが起きたとき、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定と対応（児童・生徒、保護者）
 - ・個別面談による情報収集（事実確認）
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域、スクールカウンセラー、警察や児童相談所等との連携
 - ・事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

(3) 組織図

A いじめ対策委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織とする。
- ・いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議、具体的な年間活動計画を立てて、方針や対策を決定する。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な学校での活動を計画、実践する。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議する。
- ・児童・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施する。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行う。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行う。
- ・定期的なアンケートや面談を実施する。
- ・学級活動のための共通資料を作成する。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は校内支援会議を立ち上げる指示を出す。

B 校内支援会議（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案する。
- ・個別面談による情報収集を行う。
- ・継続的な支援を行う。
- ・保護者や地域社会との連携をとる。
- ・気がかりな子ども等に関する事例検討会を開催する。
- ・対応が困難な場合には、スクールカウンセラー、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を得る。

C 大学・関係機関との連携（リーダー：校長）

- ・いじめが起きた場合には、状況に応じて、大学との早急な連携を図る。
- ・いじめの状況について速やかに報告する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
- ・いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかに警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携する。
- ・対象の児童・生徒が精神的に極度に不安定な場合には、関係機関と連携する。
- ・家庭において問題が見られ、児童・生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携する。

【組織図】

福井大学教育学部附属義務教育学校

いじめ対策委員会 (常設)

校長

副校長

主幹教諭

生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当等

- ☐ 学校基本方針に基づく取組の実施
- ☐ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ☐ いじめの相談・通報の窓口
- ☐ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ☐ いじめの疑いに係る情報があったときの対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童・生徒への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

年度初めに全職員での共通理解を図る。

いじめの情報

関係教員

- ・教科担任
- ・部活動顧問等

報告
連絡
相談

窓口
…
主幹

認知

- ・スクールカウンセラー

関係機関

- ・警察、児童相談所 (生徒指導主事)
- ・医療機関 (養護教諭)

校長

副校長

主幹教諭

生徒指導主事、学年主任、担任、学団・学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- ☐ 当該いじめ事案の対応方針の決定と対応 (児童・生徒、保護者)
- ☐ 個別面談による情報収集 (事実確認)
- ☐ 継続的な支援
- ☐ 保護者や地域、スクールカウンセラー、警察や児童相談所等との連携
- ☐ 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

校内支援会議 (特設)

報告

連携

福井大学

教育学部長

【いじめ対策の年間行動計画】

	教員の動き等	児童・生徒の活動等		
		前期課程		後期課程
		1, 2, 3 年生	4, 5, 6 年生	7, 8, 9 年生
4 月	「いじめ防止基本方針」の見直し いじめ対策委員会（前・後期）年間を通じ定期的に開催 ・基本方針確認 ・年間計画策定	いじめチェック（4月）※毎月末実施 ①嫌なことを言われたり、されたりしたことはないゆゑ。 ②嫌なことを言ったり、したりしたことはないゆゑ。 ③嫌なことを言われたり、されたりしている人はいないゆゑ。 ④嫌なこと言ったり、したりしている人はいないゆゑ。 ⑤友達にされて嬉しかったこと、心が温かくなったことはないゆゑ。」 上記5点を児童がチェック用紙に記入。担任が必要に応じて指導・相談。		いじめアンケート
5 月	校内研修（前・後期） ・道徳教育・人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認	トーキングタイム（教育相談）：担任との個人面談【全員】 いじめチェック（5月）		インターネット通信の利用ガイド ・新入生対象 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導
6 月		情報モラル講座：インターネットや携帯電話の正しい使い方を指導（5・6年） いじめチェック（6月）	いじめアンケート【保護者用】	教育相談アンケート 教育相談週間
7 月	いじめ対策委員会（前・後期）アンケート状況把握	いじめチェック（7月）		いじめアンケート
8 月		いじめチェック（8月）※夏季休業中のチェック		
9 月	いじめ対策委員会（前・後期）夏季休業後の児童・生徒の状況把握	いじめチェック（9月）		いじめアンケート
10. 月		いじめチェック（10月）		教育相談アンケート 教育相談週間
11. 月		情報モラル講座：インターネットや携帯電話の正しい使い方を指導（1～4年） いじめチェック（11月）	いじめアンケート【保護者用】	人権教育週間 生徒会を中心とした取り組み 学年一斉道徳 いじめアンケート
12. 月	いじめ対策委員会（前・後期）アンケート状況把握	トーキングタイム（教育相談）：担任との個人面談【全員】 いじめチェック（12月）		
1 月	いじめ対策委員会（前・後期）冬季休業後の児童・生徒の状況把握	いじめチェック（1月）		いじめアンケート
2 月		いじめチェック（2月）	いじめアンケート【保護者用】	教育相談アンケート 教育相談週間
3 月	進学・進級へ向けての引き継ぎ	いじめチェック（3月）		いじめアンケート 7・8年対象